【救命講習ってどんな人が受講できるの？】

当消防本部で開催する救命講習には、原則として、津市内に在住・在勤・在学されている方が受講できます。

※　受講に際して、特別な資格等は必要ありません。また、普通救命講習を受講していない方でも、上級救命講習を受講していただくことも可能です。

【普通救命講習と上級救命講習に違いってあるの？】

上級救命講習では、普通救命講習よりも高度な知識・手技を学ぶことができます。

また、各講習時間につきましては、普通救命講習「３時間」、上級救命講習「８時間」となっています。

【そもそも救命講習ってなに？】

救命講習は、主に、容態が急変した方の命を守るために必要な知識と手技である救急蘇生法を学んでいただく講習です。

【救急蘇生法って具体的には？】

救急蘇生法の内容は、「一次救命処置」と「応急手当」に分けられています。

それぞれの内容については、以下のとおりとなっており、これらを救命講習で学ぶことができます。

一次救命処置	応急手当
心肺蘇生（胸骨圧迫・人工呼吸）	傷病者の搬送法と体位管理
自動体外式除細動器（AED）を用いた電気ショック	出血に対する圧迫止血
気道異物（窒息）の除去	骨折に対する固定　　など

※　詳細な内容等については、実際の救命講習で使用しています【各種資料】の「救急蘇生法マニュアル」をご参照ください。

【救急蘇生法を学ぶ意味ってあるの？】

私たち救急隊が救急要請を受けてから現場に到着するまでには、平均で約９分程度の時間を要します。その間にも、救急車を必要としている方の容態は悪化していきます。

しかし、そばに居合わせた方々によって、心臓や呼吸が停まった方に対して一次救命処置を迅速に開始することで、救命の可能性が２倍ほど高くなります。

また、体調不良やケガをした方に対しては、応急手当を実施していただくことで、苦痛の軽減や容態の悪化を防ぐことができます。

そのため、たくさんの方々に救急蘇生法を学んでいただくことで、一人でも多くの命を救うことにつながります。

※　救急蘇生法の知識及び手技の質を維持・向上するため、２年から３年の間隔で再受講をお勧めします。

【１時間程度で学べる講習はないの？】

事業所や自治会等を対象として、１時間程度で心肺蘇生（胸骨圧迫・人工呼吸）や自動体外式除細動器（AED）の使い方、応急手当の基本的な知識・手技を学ぶことができる応急手当講習があります。

こちらの講習を希望される方は、あらかじめ最寄りの消防署・分署・分遣所に日程や内容等をお電話などでお問い合わせいただき、【各種資料】の「訓練申込書」を使用して受講をお申込みください。

〈お問い合わせ先一覧〉

消防署所	所在地	電話番号
中消防署	津市寿町 14-20	059-226-2580
中消防署西分署	津市一色町 257	059-253-6771
中消防署安濃分署	津市安濃町川西 2097	059-268-5119
北消防署	津市栗真中山町 816-6	059-232-3092
北消防署河芸分署	津市河芸町浜田 808（津市河芸庁舎内）	059-245-0119
北消防署芸濃分署	津市芸濃町椋本 6141-1（津市芸濃庁舎内）	059-265-2500
久居消防署	津市久居明神町 2276	059-254-1111
久居消防署南分署	津市雲出本郷町 1631-10	059-234-3512
久居消防署美里分署	津市美里町足坂 901-2	059-279-2136
久居消防署香良洲分遣所	津市香良洲町 1878（津市香良洲庁舎内）	059-292-2157
白山消防署	津市白山町南家城 2761	059-262-1044
白山消防署一志分署	津市一志町高野 160-39	059-293-0279
白山消防署美杉分署	津市美杉町奥津 910-1	059-274-0200